

提言

いじめ問題をどう理解し、どう取り組むか



〔国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官〕

滝 充

大津の自殺事件以降に、見えてきたこと

平成二四年七月、前年に大津で起きた自殺事案に関する報道をきっかけにいじめが社会問題化し、連日のマスコミ報道により、日本各地のいじめ事案が掘り起こされた。痛ましい自殺等の報道の中にあつて、人々の関心が改めていじめに向けられたこと、警察がいじめの被害届を受理しやすくなったこと、文部科学省がいじめに対する総合的な対策を打ち出したことなどは、一つの前進であつたといえよう。遅きに失したとの批判もあるが、社会問題化しなければさらに遅れていたであろうことを考えれば、ある意味

で朗報といつてもよい。

ただ、おこがましい物言いになるが、筆者個人は昨夏の報道からいじめに関する新たな発見や知見を得ることはなかつた。いじめの追跡調査を十数年にわたって行い、学校現場のいじめ対策を手伝つたり、国際比較調査を実施したり、海外の研究者との情報交換を行つたりして蓄積してきた知見以上のものは、でてこなかつたからである。別な言い方をすると、社会問題化はいじめに対する学校の不適切な対応に対しての批判であり、いじめの急増とか新たな状況の出現などに起因したものではなかつたからである。

しかし、「いじめそれ自体」に関してではないが、「いじ

めに対する人々の認識」に関しては、大きな驚きとともに重要な発見があつた。いじめが日本で最初に社会問題化した一九八〇年代から今に至る三〇年あまりの間に蓄積されてきた知識や知見が学校現場から失われつつある事実を、マスコミ報道によつて突きつけられたからである。

その象徴的なものに、大津の事案の教師の発言がある。それは、「(自殺した)被害者にいじめられているのではないかと尋ねたら、大丈夫と答えた」ために特別な対応をしなかつたというものである。一九九四年の「大河内君事件」の際に同じような台詞を教師が口にしたという記憶が呼び起こされたのは、筆者だけではなからう。

しかも、この事案では、「いじめか否か」という判断以前に、「暴力行為」の存在を認識しながら、それを放置している。学校内だけで解決が困難な事案は警察等の専門機関と相談すべきことも、既に常識のはずである。だが、マスコミ報道によれば、埼玉県川越市の事案でも暴力を認識していながら放置していたと見られている。

一方、東京都品川区や兵庫県川西市の事案では、生徒からの相談や報告がありながら、「単なる嫌がらせ(であつていじめではない)」「深刻ないじめではない」と判断したと報じられている。まるで、暴力を伴わなければいじめとは

みなさないかのような理解である。

要するに、昨夏のいじめ報道がいみじくも浮き彫りにしてくれたのは、この三〇年の間に、いじめに対する認識が深まり共有化されるどころか、かつての認識が風化しつつある、変質しつつあるという現実であつた。そして、「目に見えにくいいじめ」に気づかないどころか、「目に見えているトラブル」すら見逃しかねない状況が進行しつつある。簡単なことと言えば、いじめと暴力の違いすら理解されていない、共有されていないのではないか。

「見えにくい」いじめと「見えやすい」暴力

そもそも日本では、いじめと暴力の間に一線を画すという暗黙の了解が存在していた。たとえば、文部科学省のいわゆる「問題行動等調査」でも、「暴力行為」とは別に「いじめ」という項目が立ててある。今から三〇年近く前、一般的な暴力と同列に扱うことが困難な行為として、また一線に扱うことで誤った対応や見過ごしを誘発しかねない行為として、あえて「いじめ」という語が付与されたのだから、区別するのは当然のことであつた。

しかしながら、三〇年の歳月の間に、その理解も境界も曖昧になりつつあるらしい。マスコミ情報やネット情報に

さらされて育った世代ほど、両者の区別は怪しいのではないか。相撲部屋の傷害事件をマスコミが「新弟子いじめ」と報じることなどは、その典型であろう。また、安直に欧米のいじめ研究やいじめ事情を紹介したがる研究者や評論家、政治家も同罪であろう。欧米では暴力の延長線上でいじめを捉えてきた経緯があり、日本のように「目に見えにくい」いじめへの関心も知見も乏しい。そんな歴史的文化的背景を無視し、表面的な情報だけを垂れ流す。

日本のいじめ問題やいじめ研究の歴史は、一九七〇年代後半から八〇年代前半にかけて吹き荒れた「校内暴力」が沈静化する頃に始まる。それまでは一般的な暴力の陰で目立たなかった（見過ごされてきた）少し質の異なる攻撃行動に気づく人々が現れ、「悪質ないたずら・嫌がらせ」などとして注目し始めた。そして、それらは次第に「いじめ」という共通語によって扱われるようになる。

「いじめ」と呼ばれて問題視されるようになった行為の特徴は、「(第三者の)目に見えにくい」点であった。一般に暴力と呼ばれる行為が身体的・物理的な危害を与えようとするのに対し、いじめの場合は精神的・心理的な危害を与えようとする。当然、被害者の受けたダメージは第三者には見えない。いじめが発見されにくい、気づかれにくい

から得られた科学的な知見に基づき、事後対応では手遅れなことは言うに及ばず、早期発見ですら不十分で、「いじめを起さなくする」全児童生徒を対象とした未然防止に取り組みべきことを訴え続けてきた。発見してから対応する発想はいじめのような問題には適さず、かえって非効率なうえに後手に回りやすいと推測できるからである。

なぜなら、①「目に見えにくい」行為の発見はそもそも容易ではない、②いじめの被害者や加害者になる児童生徒は特別な児童生徒とは限らず、「昨日まで何ともなかったのに、今日から突然」という具合に誰もが突然巻き込まれる、③発生する割合も暴力や不登校と比べて桁違いに多いので、対象者を特定するのに時間と労力を割くより、全員を対象に取り組むほうが早くて確実、だからである。

国立教育政策研究所の追跡調査では、次のようなことがわかっている。年に二回ずつの匿名式の調査において、中学校では毎回三〜四割の生徒が「仲間はずれ・無視・陰口」の被害経験があると答えている。一学年三クラス(百人程度)、全校で三百名程度の規模の中学校で考えるなら、百名以上が経験していることになる。中でも「週に一回以上」経験したと答えるのは七〜八%、三百人あたりでは二〇名以上となる。

とされる理由の一つは、心の内面の被害だからである。

一方、加害行為についても「見えにくい(問題視しにくい)」という特徴がある。一般的な暴力の場合、個々の行為自体が法律(暴行罪、傷害罪、強要罪、器物損壊罪等)で禁じられており、程度の軽重にかかわらず、行為自体を問題視できる。ところが、いじめの多くは暴力を伴わず、からかいやいたずら、無視や陰口等が中心である。そうした行為は「目立たない」ばかりか、法による禁止には馴染まないこともあり、行為自体を問題視しづらい。しかも、時と場合によっては、好意的にさえ受け止められる。

しかし、そんな些細とすらいえる行為でありながら、悪意を持ってしつこく繰り返したり、大勢の者で行ったりすることで、被害者のいらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等をつのらせることができる。しかも、時に死を選ぶほどまでに被害者を追い込むことができる。だから、あえて「いじめ」という表現により、一般的な暴力とは区別して問題にしてきたのである。

いじめをめぐる取組の混乱

そのように危険な面を持ついじめに関して、国立教育政策研究所では様々な調査研究を行ってきた。そして、研究

そして、中一から中三までに六回の調査を繰り返してみると、調査の度に「週に一回以上」の被害を訴えたのはわずか〇・三%で、全校三百人に一名程度である。反対に、六回とも「まったくなかった」と答えた者も二割程度、全校三百人では六〇名程度となる。大多数の二四〇名は、ながしかの被害を経験していることになる。しかも、加害経験についても、ほぼ同じ数字が得られている。

ほぼ全員が被害経験や加害経験を持つているだけでなく、毎回、かなりの割合で起きている。おおまかな計算で言えば、不登校の十倍、暴力の百倍の割合になる。文字通り桁違いに多いのである。だから、誰が被害者になりそうか、加害者になりそうかなどと特定する発想は捨てて構わない。常に全員を対象にして未然防止の取組を行うことが合理的かつ効果的で安全、と明言してきたのである。

しかし、そうしたエヴィデンス(科学的な根拠)に基づく提案にもかかわらず、学校現場の反応は鈍い。聞こえてくるのは、およそ科学的とは言いがたい勘や経験に基づく取組や、科学的と「信じ込んで」導入した取組ばかりで、そのせいでもある。いじめ問題解消の気配はない。

たとえば、国立教育政策研究所の調査では、「いじめが起きたら気づく」と答える教師は、小中高等学校のいずれ

においても半数近くになる。そう答えた教師の多くは、全員を対象とした未然防止には取り組むまい。起きてから対応すれば十分と考えていれば、余計なこととはしないのが普通だからである。いじめ自殺の起きた学校の教職員の多くも、きつとそのように楽観的に考えていたに違いない。

また、「いじめ発見率九五%」を謳う心理検査に飛びつく学校や教育委員会も多い。被害者を特定できれば対応が簡単で効率的と考えるのであろうが、合理的なようで科学的ではない。いじめは発生件数全体の把握が不可能なので「発見率」は求められない。それを宣伝文句にする時点で、効果は疑わしい。昨年十月に自殺未遂が起きた鳥取県境港市の中学校でもその心理検査を実施していたが、役には立っていない。

今、何から始めればよいのか

最後に、国立教育政策研究所の調査結果に基づき、各学校が取り組むべき内容について簡単に触れておこう。

(1) 見逃さない・見過ごさない

暴力を伴ういじめであれば、教職員の目にもとまりやすい。気になった行為については、教師集団で判断すべきである。その場で当人たちに尋ねて終わりということであっ

てはならない。複数の教職員で複数の児童生徒から情報収集を行い、問題がないとの結論に達しても安心してはならない。視野に入ったら見逃さない姿勢が必要である。

また、相談や報告があった場合には、きちんとした対応を行う。「被害者の立場に立って」対応することが重要で、表に現れている現象だけで状況を判断してはならない。過去の経緯等も含め、問題の軽重を慎重に判断していく。情報を見逃ごさない姿勢が重要である。

(2) 小さなサイン、予兆に注意を払う

しかし、いじめの多くは「目に見えにくい」うえ、被害者からの相談も目撃者からの報告もないのが普通である。身近な者に相談すること自体、被害者にとっては苦痛だからである。普段と異なる些細な反応や態度を見逃ごさないために、常日頃から児童生徒一人一人の様子を観察する習慣が大切である。出席をとる際に一人一人の表情を確認する、週始めに健康チェックを行って変化を把握する、などの工夫が必要である。

(3) 被害者（加害者）を特定しようとするな

前の(2)と似て非なるのが、年に数回程度の記名式アンケートや心理検査で被害者（や加害者）を発見しようとする取組である。調査時点での回答から被害者を見つけようと

しても、記名式では素直に答えるとは限らず、当然のことながら調査後に新たに始まるいじめまではわからない。常にとどの子どもにも起こりうるという姿勢でのぞむことが大切なのに、なまじ過去（調査時点）のデータがあることが先入観となり、現在進行中のいじめを見逃ごしかねない。

(4) 「居場所づくり」と「絆づくり」を進める

だが、(2)のように予兆を見逃さない取組は、どこまでやっても終わりが無い。だからこそ、「いじめを起きにくくする」全児童生徒対象の未然防止が重要になってくる。核となる取組は、学校で最も長い時間を占める授業の改善と児童生徒が相互に関わり合う機会の多い行事の改善である。

まず、授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだすことで、「居場所づくり」を進める。ささいなトラブルが深刻ないじめへと安易にエスカレートしてしまわない風土をつくりだすことが目的である。

また、授業や行事の中で、すべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、子ども同士の「絆づくり」を促す。「自己有用感」（他者に必要とされている、他者の役に立っているという実感）を高め、ストレスがあってもいたずらに他者を攻撃しない子どもに育つようにする。

おわりに

先にも触れたが、いじめというのは、行為自体は些細なことが多い。ストレスを抱えた児童生徒が他者を傷つけたいようとの意図で行うのでなければ、被害者が精神的に傷つくことも少ない。ちよつとしたトラブルとして互いに許し合える程度の行為なのだ。

些細な行為をエスカレートさせなければ、いじめ問題、とりわけいじめ自殺の問題は解消するといっても過言ではない。問題のある児童生徒を見つけて対処しようとする「治療的な発想」で解消すべき問題ではなく、「教育的な発想」ですべての児童生徒に乗り越えさせざるべき問題であることに気づき、適切な取組を行う必要がある。

※ 取組の詳細は、『生徒指導リーフ』各号を参照のこと。
(<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/>)よりダウンロードが可能)